

市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例にかかる申請書

平成 年 月 日
第 号

平成 年度 月分以降の市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例について、地方税法第321条の5の2の規定による承認方を申請します。

(あて先) <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">仙 北 市 長</p> 平成 年 月 日	(特別徴収義務者) 給与支払者	名 称 または 氏 名	印					特別徴収義務者指定番号				
		法人番号						担 当	係			
		所 在 地						氏 名				
								T E L				
										F A X		
この申請の日前6カ月間の各月末の給与の支払いを受ける人員、支払金額(臨時勤務者の人員をカッコ内に記入してください)	年 月		人 (人) 円	年 月	人 (人) 円	年 月	人 (人) 円					
	年 月		人 (人) 円	年 月	人 (人) 円	年 月	人 (人) 円					
現に市税の滞納がありまたは最近において著しい納入遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときその理由の詳細												
この申請の日前1年以内において取消しの通知を受けたことの有無およびその他参考となる事項												
備 考												

納期の特例について

給与の支払いを受けるかたが常時10人未満である特別徴収義務者は、市長の承認によって、毎月徴収した税額を年2回の納入で済ませることができます。

1 納入のしかた

6月から11月までの特別徴収税額 …………… 12月10日まで納入

12月から翌年5月までの特別徴収税額 ……… 翌年6月10日まで納入

2 申請について

「市民税・県民税特別徴収税額納期の特例にかかる申請書」に必要事項を記入のうえ提出してください。

前年度に納期の特例を承認された事業所は、引き続き特例が適用になります。

3 申請が却下になるとき

- (1) 給与の支払いを受けるかたが、常時10人未満であると認められないとき
- (2) 現在市税の滞納があり、その滞納分の徴収が市において著しく困難であると判断されたとき
- (3) この申請の日前1年以内において市税の滞納等により納期の特例の取消しの通知を受けている場合

※ 納期の特例が適用になっている事業所で、給与の支払いを受けるかたが常時10人未満でなくなったときは、特例が取消しになりますのでご連絡ください。